

病児・病後児保育利用料の 軽減及び無償化について

富士川町病後児保育所を利用の場合

令和6年10月1日から開始される「山梨県病児・病後児保育利用料軽減事業」に伴い、富士川町病後児保育所では町内・町外を問わず利用料を1,000円軽減します。

さらに、町内に住所を有する児童については、軽減後の利用料についても町独自の無償化事業により利用者負担額が無料となります。

◆富士川町病後児保育所利用

例：町内児童が1日利用

利用料2,000円

1,000円 県事業により軽減
(県1/3・富士川町2/3負担)

1,000円 町事業により無償化
(全額町負担)

↓
利用者負担額=0円

町外の病児・病後児保育施設を利用の場合

病児・病後児保育施設に利用料を一旦お支払いいただき、後日、子育て支援課に補助金申請を行うことで、指定口座に利用料を還付します。

《申請に必要なもの》 ・申請書 ・領収書 ・振込口座が確認できるもの

◆広域利用

例：町内児童が町外の病児・病後児保育施設を1日利用し、
利用料が3,000円の場合

利用料3,000円

1,000円 県事業により軽減
(県1/3・富士川町2/3負担)

2,000円 施設に支払い

↓
町に補助金申請(領収書添付)

↓
指定口座に2,000円振込

↓
利用者負担額=0円

※申請書は子育て支援課窓口に用意してあります。または、町HPからダウンロードして印刷したものをご利用ください



お問い合わせ 富士川町子育て支援課児童保育担当
TEL 0556-22-7221